

令和7年度

第43回 与那原大綱曳まつり 日程決定!

7月26日(土)・27日(日)



大綱曳会場
御殿山青少年広場
まつり会場
与那古浜公園



与那原大綱曳まつりは、町内外の事業所、各区・自治会からのご寄付などにより支えられています。伝統を受け継ぐため、今後もご協力お願いします。



与那原の
大綱曳は
すべてを体験できます!



詳しくは YONABARU NAVI

検索



お問い合わせ ブランド推進課 2F ④ ☎945-5323

もっと
便利に



シェアサイクルの ステーションを増設しました!



シーサー公園

「ちょっとそこまで」の移動に便利なシェアサイクル。事業開始の時と比べて利用回数は1カ月あたり約1.5倍と、多くの皆さまにご利用いただいています。

3月からはシーサー公園と沖縄女子短期大学前に新ステーションがオープン。また、軽便与那原駅舎、与那古浜公園、板良敷ゆうゆう公園にあるステーションの駐輪可能台数を8台に増やしました。「行き先に空きがない…」「自転車が無い…」といった心配が減り、ますます便利になりました。

通勤・通学、お買い物、町内散策など、さまざまな場面で活躍するシェアサイクルをぜひご利用ください。

〈シェアサイクルのポイント〉

- 「HELLO CYCLING」のステーションであれば、どこでも借りられて、どこでも返却OK!
- ご利用は専用アプリから。ステーションの検索や自転車の予約ができます。
- 料金は15分ごとに100円、12時間までで最大1,800円。決済もアプリで行えます。
- 自転車は全て電動アシスト付き。漕ぎ出しもスムーズで坂道もラクラクです。

黄色の看板
が目印です

電動アシスト付!



HELLO
CYCLING

HELLO CYCLINGアプリ



ダウンロードは
こちらから

詳しい利用方法は
こちらから

お問い合わせ 企画政策課 3F ③ ☎945-8881/
株式会社スカイツアーズ(運営委託者) ☎863-0491

固定資産課税台帳を閲覧される方へ

1月1日の現況をもとに、所有者ごとに土地、家屋、償却資産の価格、課税標準額などが記載されています。

期 間 ▶ 4月1日(火)から通年

※土・日・祝日、年末年始を除きます。

時 間 ▶ 8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

場 所 ▶ 与那原町役場 1 階 税務課

閲覧の範囲 権利や義務にかかる土地・家屋の固定資産課税台帳(所在地、地目・構造、地積・床面積等)

閲覧できる方 固定資産税の納税義務者(同居の親族を含む)、代理人(納税義務者からの委任状が必要)、借地借家人(賃貸契約書の写し等)、固定資産の処分を有する一定の者

※閲覧の際は本人確認を行います。運転免許証などをご持参ください。

土地・家屋価格など帳簿の縦覧

期 間 ▶ 4月1日(火)から4月30日(水)まで

※土・日・祝日を除きます。

時 間 ▶ 8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

場 所 ▶ 与那原町役場 1 階 税務課

縦覧の範囲 土地:所在、地番、地目、地積、評価額
家屋:所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額

※縦覧の際は本人確認を行います。運転免許証などをご持参ください。

※指定場所での縦覧のみとし、コピーの交付はしません。

縦覧できる方 固定資産税の納税義務者(同居の親族を含む)、代理人(納税義務者からの委任状が必要)、納税管理人。

町ホームページ
「固定資産税 よくある質問」
詳しくはこちら ▶



令和7(2025)年度 町税納期カレンダー

納期月	町税の種類	納期限	口座振替日
4月	固定資産税(1期)	4月30日	4月25日
5月	軽自動車税(全期)	6月 2日	5月26日
6月	町県民税(1期)	6月30日	6月25日
7月	固定資産税(2期)	7月31日	7月25日
8月	町県民税(2期)	9月 1日	8月25日
9月	—	—	—
10月	町県民税(3期)	10月31日	10月27日
11月	—	—	—
12月	固定資産税(3期)	令和8(2026)年 1月 5日	12月25日
1月	町県民税(4期)	2月 2日	令和8(2026)年 1月26日
2月	固定資産税(4期)	3月 2日	2月25日
3月	—	—	—

納付方法を拡充しました!

「固定資産税」と「軽自動車税(種別割)」に加えて、「町県民税(普通徴収)」についても納付書に印刷された地方税統一QRコードを利用することで、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や対応のスマートフォン決済アプリから納付が可能です。

町ホームページ「納付方法について」
詳しくはこちら ▶



町の申告受付期間は終了

与那原町での申告受付(令和7年度)は、3月17日(月)をもって終了しました。住民税申告については6月2日(月)より税務課窓口で受付開始します。

確定申告に関するお問い合わせ

那覇税務署(☎867-3101)へご確認ください。

お問い合わせ 税務課 1F ④ ☎945-4477 ▶

確定申告が間違っていた場合

確定申告書を提出した後に、計算誤りなど申告内容に誤りがあることに気づいた場合は、次の方法で申告内容を訂正することができます。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出後、税額を多く申告していたことや純損失等の金額を少なく申告していたことに気付いたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額や純損失等の金額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められた場合は、納めすぎた税金が還付されます。各年分の法定申告期限から5年以内に更正の請求書を作成し、所轄税務署に提出してください。

税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出後、税額を少なく申告していたことに気づいたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正する必要があります。修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。修正申告によって新たに納付することとなった税額を納めるときは、法定納期限の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。なお、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていた場合

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額の決定を行う場合があります。なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

各種手続きに当たって

確定申告書、修正申告書及び更正の請求書は、国税庁ホームページで作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。



国税庁
ホームページ

お問い合わせ 那覇税務署 ☎867-3101 ▶